

日露平和条約締結交渉

——最終的な戦後処理の行方及び日中関係に対する影響

劉 建平[†]

Negotiations on Russo-Japanese Peace Treaty: The Future of Final Post-war Settlement and Its Impact on Sino-Japanese Relations

Jianping Liu

Succeeding the Sochi Summit between Japan and Russia in May 2016, President Putin visited Japan in December the same year, and this formally triggered discussions over the solution of peace treaty and territorial issue. The Japanese government initiated the compromising policy of “not clinging to the territorial issue,” and aiming at settling through boosting cooperation within global sphere. Although recognizing the return of 2 islands under the condition of the conclusion of peace treaty according to 1956 Japan-Soviet deceleration, Russia explains that “the sovereign entitlement is not written,” and appeared to hold the strong position that there will be no return of any island at all. Taking into account the postwar history, and by investigating the negotiation between Japan and Russia that aims at exploring “final post-war settlement,” the possible trajectory of future development could be considered as follows: 1) under condition of Japanese giving up returning of 4 islands together, Russia promises to give back Habomai and Shikutan; 2) assuming Japan accepts the condition of U.S. military withdrawal from Okinawa in exchange for the return of 2 islands, Russia recognizes the reversion of Okinawa to Japan from the U.S.; 3) if Russia is made to accept the reversion of Okinawa, it will bring internationality to the “bilateral” post-war settlement between Japan and the U.S., and thus make it possible for the regional order to be guaranteed by the U.S., Russia, and Japan; 4) with Japanese position that “Senkaku/Diaoyu is included in Okinawa” when Okinawa was returned to Japan being recognized by both the U.S. and Russia, Japan will seek to overwhelm Chinese position over Diaoyu Islands, and attempt to have effective control over the shelved disputed islands.

1. はじめに

2017年8月3日、異論を許さない強権的な政治姿勢や利害関係者を優遇する政権の隠蔽体質などのような問題が指摘されている安倍晋三首相は、急落する支持率の回復を図るため、内閣改造を行った。焦点となっていた外相ポストに河野太郎前行政改革担当相を起用し、これからの日本外交をどのように推進するか注目される。中国メディアは自民党総裁や外相、衆議院議長などを歴任した父の河野洋平氏が、日中友好を主張し戦争責任を深く反省したとし、新外相の対中政策に期待をにじませた。しかし、祖父の河野一郎が日ソ国交回復に尽力した政治家として知られ、河野太郎外相は記者会

[†] 中国電媒大学国際コミュニケーション研究センター教授

見で日露関係に関して祖父まで言及した。また安倍首相も記者会見で対ロシア外交を日中関係より先に述べ、日露平和条約問題の解決前進を具体的に強調した。大体見ればわかるように、日露和解のために最終的な戦後処理の達成を図る一方、日中間戦後処理に残された問題をめぐる構造的な対立を管理しながらも時間稼ぎをしていく安倍外交は今後も変わらないといえよう。

実は、河野の父は知っているも祖父までは知らないことに象徴されるように、外交史や国際関係史の知識生産が足りない中国にとってより深刻な問題は、安倍政権が推進している日露平和条約締結交渉はどのように戦後東アジアの国際秩序を立て直し、日中関係にも影響するかをあまりに軽視し、理解できないことである。2016年5月6日のロシア南部ソチにおける日露首脳会談以降、12月中旬にプーチン大統領の訪日も実現し、平和条約締結と領土問題の解決について本格的な議論が始まった。それに伴って、対中牽制というような認識や主張がしばしば出てくるが、中国では、現実離れた幻想だと断定する簡単な皮肉や批判だけが見られ、歴史的な分析を踏まえた学術らしい議論は非常に少ない。

問題意識のない中国と対照的に、日本メディアは興奮状態だ。「強大化する中国をけん制する」との狙いはよく理解するが、安倍首相が提案した「これまでの発想にとらわれない新しいアプローチ」で交渉を進めるという日露首脳会談合意に懸念を示し、「北方四島」の帰属を念頭に「国益を踏まえた戦略的な交渉」を求める¹。なぜ安倍政権の対露外交が問題視されているのか。日露関係の最大の懸案は平和条約締結問題であり、「わが国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結する」というのは一貫した基本方針だが、突然安倍首相のソチ訪問出発前に、「日露首脳会談で、北方領土問題が当面進展しない場合でも、両国関係を全体的に強化するようプーチン大統領に提案する意向を固めた」と報じられ、「領土問題に固執せず」という新しい方針が打ち出された²。しかし、ロシアの基本的立場は、日本が「北方領土」と呼ぶ択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島は「第二次世界大戦の結果」としてソ連の一部になり、1956年の日ソ共同宣言には平和条約締結後に日本へ歯舞と色丹を引き渡すと書かれているように、「日本との間に領土問題はない」ということである。とすれば、日本は領土問題の解決がない限り経済協力をしないと堅持していた「政経不可分」の立場を「領土問題に固執せず」まで徹底的に軟化させて、交渉する目的はどこにあるのか。「目的不明の作戦」みたいだから、世論は安倍政権に対して懐疑的にならざるをえない。

安倍政権下での日露平和条約締結交渉は本当に行方不明なのか。答えは勿論「No」であり、政府高官も日露首脳会談で合意した「新たなアプローチ」について、「グローバルな視野で日露で協力を進めていくための（平和条約などの）解決だ」と説明した³。更に、ロシアの知日派、パノフ元駐日大使はもっと率直に「我々が強く結びつければ、米国に対しても中国に対しても立場が強くなり、望ましい勢力バランスが生まれる。平和条約締結後のロシアと日本は地域への影響力を大きく強め、地域の将来の多くを両国が決めることになる。だからこそ、米国と中国には口日接近に反対する者が多いのだ。ロシアとの関係改善で、日本はより自立して、自身の国益を反映させた決定ができるようになる」

¹ 「平和条約交渉 露ベースにならぬよう」、『毎日新聞』2016年6月27日。

² 「領土 当面固執せず」、『毎日新聞』2016年5月2日。

³ 「日露関係巡り議論」、『読売新聞』2016年5月21日。

と解説した⁴。つまり、日露平和条約締結交渉の目的は、お互いに妥協し最終的な戦後処理の達成によって両国の立場と利益を一層反映させる国際秩序を目指す戦略的な協力関係の構築にある。

ただ、具体的にどのような日露平和条約締結交渉の結果と現実的な利益が考えられるか。本稿では、戦後の歴史を辿りながら、これらのまだはっきり見えない点について検討してみたい。

2. 日本の北方四島論を終わらせて最終的な戦後処理に取り組む

2016年10月17日、衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会で、歴代総理の果たしてきた日露交渉の取り組みに対しての評価や北方領土問題を解決する決意について問われた。安倍首相は、初めて文書の形で四島に言及し、「平和条約が領土問題の解決を含む最終的な戦後処理の文書であるべきこと」も明記した1991年4月の「日ソ共同声明」を、歴史的な転換点だと賞賛した一方、「平和条約のないという異常な状態」に一日も早くピリオドを打たなければならず、「今を生きる世代としてこの問題を解決していく」考えを示した⁵。国会の答弁でも歴史を語ると北方四島論が出てくるが、自分の決意に関しては平和条約締結だけを言う。この修辭術はソチ訪問出発前に打ち出された「領土問題に固執せず」という新しい方針と一致している。つまり、日本政府は長年、北方四島の帰属を求めてきたが、現実的な選択として平和条約締結交渉という最終的な戦後処理の入り口で、安倍政権がその概念を放棄したことになる。

一般の政治常識で考えられない話だが、実際のところ、日本社会の中には既に戦後処理と冷戦後処理を指す「二重の戦後処理」という概念が作られ、安倍首相の対露外交を支持する世論は構造転換が必要だというような理解を示している⁶。北方四島論を終わらせようとする動きである。

戦後処理に戻る新思考は、イデオロギーとしての領土ナショナリズムを相対化し、史実に基づく対話可能な言説空間を拓ける。歴史を辿るとわかるように、北方四島は本来、戦後日本国家言説の中に存在しなく、日ソ交渉への米国の介入によって作られた概念である。1945年7月26日、連合国側は日本の主権を本州、北海道、九州、四国および連合国が決める諸小島に制限するポツダム宣言を発表し、日本の代表は9月2日その宣言を誠実に履行するという降伏文書に署名して第二次世界大戦が正式に終了した。更に日本の領土に関して、連合国軍最高司令官が1946年1月29日に訓令を発し、日本の範囲に含まれる地域として四主要島嶼（北海道、本州、四国、九州）と、対馬諸島、北緯30度以北の琉球（南西）諸島を含む約1千の隣接小島嶼とし、日本の範囲から除かれる地域として竹島、北緯30度以南の琉球（南西）列島、千島列島、歯舞群島、色丹島などとした⁷。しかし、勢力圏の拡張をめぐる争う米ソ冷戦が始まると、対日戦後処理特にその領土問題が利用される。米英主導の対日講和が日米安保とセットになり、それに対する抵抗として独立回復後の日本における外国軍隊の駐留を禁止するなど講和条約草案の修正をソ連が提起したが、拒否されると条約に署名しなかった。その

⁴ 「北方領土交渉の行方は 関係改善で米中への発言力強化」、『朝日新聞』2016年10月5日。

⁵ 「第二類第十号 第192回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録 第三号」（平成28年10月19日）、10-11頁。

⁶ 「日ソ共同宣言60年 二重の戦後処理果たせ」、『東京新聞』2016年10月19日。山内昌之、佐藤優「日露首脳会談で、二重の戦後処理に着手した安倍首相」、『中央公論』2017年2月号、88-95頁。

⁷ 「若干の外廓地域を政治上、行政上日本から分離することに関する覚書」（1946年1月29日）、中野好夫編『戦後資料 沖縄』日本評論社、1969年、3-4頁。

応酬の中で、ソ連の対日参戦への見返りとして千島列島がソ連へ引き渡されるというヤルタ協定の条項は、対日講和条約において曖昧にも反映され、即ち日本国は千島列島に対するすべての権利を放棄するとした一方、サンフランシスコ講和会議でダレス米国代表は「千島列島という地理的名称」が歯舞諸島を含むかどうかについて「含まないというのが合衆国の見解で」、紛争があれば国際司法裁判所に付託することが出来るし、この条約以外の国際的解決策に訴えることによって疑点の解決を将来に残そうと説明した⁸。対ソ配慮を見せながらも、日本とソ連の対立を掻き立てるようにしたわけである。

日本政府は米国に従っていく。講和会議直前の1951年8月17日に、吉田茂首相は衆議院本会議で領土問題に関して、既に降伏條約に明記されており、「日本の領土なるものは、四つの大きな島と、これに付属する小さい島とに限られておるのであり」、「その以外の領土については放棄した」と述べたが、サンフランシスコ講和会議では立場を変えて、千島南部の「択捉、国後両島が日本領土であることについては帝政ロシアも何んら異議を差しはさまなかった」と控えめに言いながらも、「日本の本土たる北海道の一部を構成する色丹島及び歯舞諸島」はソ連軍に占領されたと、領有権まで主張した⁹。そして、サンフランシスコ平和条約批准国会における1951年10月19日の政府答弁で、「条約にある千島列島の範囲については、北千島と南千島の両者を含む」と認めながらも両者は歴史的に見てその立場が違うことと、歯舞と色丹島が千島に含まれないことを確認した¹⁰。つまり、以後ソ連と交渉する場合、サンフランシスコ平和条約に基づくなら、少なくとも歯舞、色丹両島が求められるのを示唆した。

実際に日ソ交渉に入ると、日本はまた領土問題に関する米国の見解を探る。1955年7月に、米国政府は歯舞及び色丹が北海道の不可分の一部であって、千島列島の一部ではないことや、日本の領土の最終決定はポツダム宣言参加国の後日の考慮によるので、ソ連は単独且つ一方的に決定をなし得ないこと、サンフランシスコ条約も領土の最終帰属を決定したものでないこと等を公式見解として示した¹¹。それで、日本政府はソ連に歯舞、色丹及び南千島などの返還を求め、ソ連側が「解決済み」を繰り返しながら、歯舞と色丹を日本に引渡してもいいと表明した。交渉が長くなり、「この上遷延しても、ただ体面を害し、わが立場を不利にするのみで、歯舞、色丹すら危険になるおそれがある」と認識し、日本の重光葵外相もこの辺で妥協するように考えていた。しかし、米国ダレス國務長官に説明してみると、「もし日本が国後、択捉をソ連に帰属せしめたなら、沖縄をアメリカの領土とする」と酷く恫喝された¹²。交渉が行き詰まったことから、鳩山一郎首相は自ら訪ソし、「領土問題は後回し」、まずソ連に抑留者を返して貰い、日本の国連加盟に全力をあげようという考えで、平和条約の締結に関する交渉を継続し、締結された後に歯舞及び色丹を日本に引き渡すというような領土問題を棚上げにする日ソ共同宣言を1956年10月19日にまとめた¹³。

⁸ 吉田茂『回想十年』第三巻、新潮社、1957年、65頁。

⁹ 「第11回国会衆議院会議録 第二号」（昭和26年8月17日）、『官報 号外』昭和26年8月18日、4頁。吉田茂『回想十年』第三巻、新潮社、1957年、87-88頁。

¹⁰ 「第二類第一号 第12回国会衆議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会議録 第四号」（昭和26年10月19日）、18頁。

¹¹ 鹿島平和研究所編『日本外交史』第29巻、鹿島研究所出版会、昭和48年、182-183頁。

¹² 松本俊一『日ソ国交回復秘録』朝日新聞出版、2012年、120-126頁。

¹³ 鳩山一郎『鳩山一郎回顧録』文芸春秋新社、昭和32年、195-208頁。

このような戦後処理外交と冷戦政治の複合化した歴史過程の中で、日本の領土問題意識と概念の変化がはっきり見えてくる。サンフランシスコ講和会議前の「放棄」から講和会議中の二島要求、日ソ交渉中の四島要求まで拡大した。それにつれて、国会で1955年3月に日ソ交渉の議論を「北方の領土」という言葉遣いで野党議員が展開したが、1956年3月に外務省の条約局長は「北方領土」という概念を使い、講和会議で「定義」が下されなかったため、「将来に対する足がかりだけは、残しておこうということで吉田総理は発言されたわけで」、「今それをはっきりしようという試みが直接ソ連との間に行われておる」と説明した。実際に、外務政務次官は1956年2月11日の答弁で、既に「誤解を解くため」の声明を出し、「平和条約にいう千島列島の中にも両島は含まれていない」とか、「南千島、すなわち国後、択捉の両島は常に日本の領土であったもので、この点についてかつていささかも疑念を差しはさまれたことがなく、返還は当然である」と主張した。これによって、「条約にある千島列島の範囲については、北千島と南千島の両者を含む」と、全部放棄を確認した1951年10月19日の政府答弁を完全に否定し、「北海道の一部」と認識する歯舞、色丹二島に合わせて、政府の統一見解としての四島を指す「北方領土」概念ができた。また、その声明は、「日本の固有の領土たる南千島をソ連が自国領土であると主張することは、日本国民一人として納得し得ない」とまで感情的に訴えたりして、領土ナショナリズムを高揚させていく模様であった¹⁴。

ソ連は一貫して日本の北方四島論を拒否し、日ソ共同宣言成立後も強硬な姿勢で対応した。1960年1月、日米安保条約改定を猛烈に非難する中、グロムイコ外相は日本が外国軍の駐留、外国軍事基地の設置に同意することを危険視して、歯舞と色丹の引き渡しの条件に「全外国軍の撤退」を追加する覚書を日本大使に手交した¹⁵。それから、日ソ対立は更に感情的になり、1961年10月池田勇人首相は国会で、日本の千島列島の権利放棄について「だれに放棄するのか、平和条約に調印した相手国に放棄する」と解釈したり、「その平和条約に調印しないソ連」の占領を激しく非難したりして、政府は「四島」で歯舞、色丹及び国後、択捉を一括する固有の領土論を展開するようになった¹⁶。1970年代に入ってから、「北方四島」という概念が普及され、国民運動も盛んに行われてきたが、戦後処理の残された問題として解決できないままである。

上述したような歴史的経緯を見てくると、「北方四島」という概念は、実は米国の言説操作によって作られた冷戦地政学の構造であることが確認できる。米ソ冷戦終結から四半世紀以上も経った今、ようやく日本の専門家は「冷戦時代から4島返還でなければ敗北だとの言説で日本国民は縛られてきたが、不毛の硬直姿勢を改めるべき時ではないか」と、「2島返還の方向性」を積極的に提示した¹⁷。二重の戦後処理論というのも、まず「北方四島」のような政治的神話を冷戦後処理として終わらせなければ、最終的な戦後処理に着手できないのではないかと思われる。

¹⁴ 「第22回国会参議院会議録 第五号」(昭和30年3月25日)、『官報 号外』昭和30年3月25日、4頁。「第一類第四号 第24回国会衆議院外務委員会議録 第十八号」(昭和31年3月10日)、11頁。「第一類第四号 第24回国会衆議院外務委員会議録 第四号」(昭和31年2月11日)、9-10頁。

¹⁵ 鹿島平和研究所編『日本外交史』第29巻、鹿島研究所出版会、昭和48年、259-260頁。

¹⁶ 「第一類第十三号 第39回国会衆議院予算委員会議録 第二号」(昭和36年10月3日)、15頁。「第一類第一号 第39回国会衆議院内閣委員会議録 第四号」(昭和36年10月10日)、1頁。

¹⁷ 五百旗頭真「リアリズムの『地球儀俯瞰』」、『毎日新聞』2016年9月9日。

3. 日露戦略的な協力関係を結んで中国の釣魚島論を封じ込める

勿論、「領土問題に固執せず」とか「2島返還の方向性」を打ち出そうと、日本で真面目に議論できるのは、プーチン大統領が2001年に1956年の日ソ共同宣言の法的有効性をソ連・ロシアの最高指導者として初めて文書で確認し、その後2島引き渡しによって領土問題の決着をつけるような発言を繰り返しているからだ。しかし、「2島返還」でもいいと言い始めると、日本国民にとって意外な答えが返ってくるように、プーチン大統領は2016年9月5日、G20首脳会議が開かれた中国で記者会見し、平和条約締結後に色丹と歯舞を引き渡すとした日ソ共同宣言に関して、引き渡しの条件やその後の主権は宣言に記されていないと語りつつ、「譲れぬ一線」ではなく「動きにつながる道」を探すべきだとの認識を強調した¹⁸。そして、安倍首相に長く待たせた訪日の数日前に、プーチン大統領は読売新聞のインタビューで、特に4島の問題を「共同宣言の枠を超えている」と否定し、2島が引き渡されるとしても「どのような条件の下で引き渡されるのか、どちらの主権下に置かれるかは書かれていない」と、実際に「条件論」をより詳細且つ正式に予告した¹⁹。

では、どういう条件が考えられるか。2016年12月16日に、プーチン大統領は東京で首脳会談後の共同記者会見で、1905年の日露戦争や1945年の第二次世界大戦がもたらした国境の歴史的変動に触れた後、1956年の日ソ交渉について「この地域に関心を持つ米国のダレス国務長官が日本を脅迫した」と言及したり、日米安保条約を取り上げてロシア海軍の太平洋での活動が制約されることに懸念を示したりして、1956年の日ソ共同宣言には「どのような形で（2島を）引き渡すか明確に定義されていない」とする従来の持論に帰結した²⁰。「米国の国益を損なうことをしたら、沖縄は完全に米国の主権下に置かれる」というダレスの日ソ交渉に介入した史実まで勉強し、日米「特別な関係」の歴史と構造を生き生きと説明する²¹。これで、プーチン大統領は「戦争の結果」としての領土変遷、日本の米国に従ってソ連に突きつけた妥協できない領土要求、妥協できるはずだった平和条約締結を阻んできた日米特別な関係がもたらした最終的な戦後処理の不能とも言える冷戦状態など三つの概念を提示して、「ロシアの懸念を考慮してほしい」と、平和条約が締結されていない「異常」を完全に正常化させて日露関係を進めたい日本に注文している。構造的な表現で具体的に言えば、沖縄問題と関連付けて日本の北方領土要求を処理し、日露の平和条約問題を解決する考えである。

領土問題の「壁」として日米同盟に照準を合わせて、「0島返還」の立場から一步も動かないのかと、日本メディアは絶望に近そうである²²。しかし、安倍首相は共同記者会見で「2人だけでの会談」も強調し、平和条約がない「異常な状態に私たちの世代で、私たちの手で終止符を打たなければならない」という両首脳「真摯な決意」を紹介した²³。だとすれば、「0島返還」と「真摯な決意」の整合性がない現象の背後に、いかなる論理が潜んでいるのか。

それについて、東アジアの国際政治構造を歴史的に分析する必要がある。沖縄と関連付けた日本の

¹⁸ 「露大統領、日ソ共同宣言重視」、『産経新聞』2016年9月6日。

¹⁹ 「プーチン露大統領 インタビューの詳報」、『読売新聞』2016年12月14日。

²⁰ 「日露どこへ 米の出方見極め 双方、長期政権にらみ」、『毎日新聞』2016年12月18日。「領土交渉は進展なし」、『朝日新聞』2016年12月17日。

²¹ 「日露首脳会談 記者会見 詳報」、『毎日新聞』2016年12月17日。

²² 「ロシア 日米安保に懸念」、「平和条約へつながる細い糸」、『朝日新聞』2016年12月17日。

²³ 「共同記者会見の要旨」、『日本経済新聞』2016年12月17日。

「北方領土」を処理するという発想は、戦後歴史の原点だともいえる。米国は米軍の犠牲者を少なくするためにソ連の対日参戦を要求し、見返りとして千島列島などをソ連に与えると1945年2月のヤルタ会談で約束した。8月15日の日本の降伏前後に、その約束が具体化され、ソ連軍が色丹、歯舞まで占領した。この事実は、1946年1月29日にマッカーサー連合軍最高司令官が発した訓令にも追認された。また、マッカーサー本人は、1947年6月27日に米国新聞人との会見で「千島その他を軍事占領することによりその対日要求が満足されている以上、ソ連が講和条約の成文化に対して強力な反対を行うものとは思わない。琉球はわれわれの自然の国境である。沖縄人が日本人でない以上米国の沖縄占領に対して反対していることはないようだ」という考えを発表した²⁴。これで、米ソ両大戦勝国がそれぞれ日本の南方と北方の領土を分割占領する暗黙的な取引合意を成立させたのを認めている。その後の事実として、サンフランシスコ平和条約にはソ連が署名しなくても、日本は千島列島などを放棄すると規定されたから、ソ連も米国による沖縄統治の長期化に対して国際法違反を実際には追及しない。

日ソ平和条約締結交渉が始まると、米国は構造的な日ソ対立を維持させるため、日本の「北方領土」要求を露骨に誘導していた。日本の「4島要求」がソ連に拒否されて、「2島要求」の解決を図ろうとすると、1956年8月19日に、米国ダレス国務長官は北方領土を沖縄と関連させて強い圧力をかけた。結局、日ソ両国が署名したのは平和条約ではなく、共同宣言の形になり、相容れないソ連の「2島のみでの決着」論と日本の「4島の可能性残し」論を一旦隠して、平和条約の締結に関する交渉を継続し、締結された後に歯舞及び色丹を日本に引き渡すというように定めた。米国による「北方領土」要求の誘導は戦後処理を利用しようとする冷戦政治謀略であり、「マッカーサー暗黙知」を明確に反故にしたので、ソ連は1960年1月27日の日米安保条約に関する「グロムイコ覚書」で反撃し、日本領土からの全外国軍隊の撤退がなければ2島の引渡しもできないと、日ソ共同宣言の内容を変更したわけである。つまり、米国もソ連も事実としての「分割占領された琉球列島と千島列島」を公式に認めなくても、その権利のバランスを守ってきた暗黙の了解を明らかにした。すると、南北両方面の領土問題はどちらも解決できなく、日本外交は米ソ冷戦の枠組み中で翻弄されてしまった実態が露呈される。

問題の核心は日米特別な関係の曖昧な性格である。1951年のサンフランシスコ講和条約と同時に、日米は安保条約を結んで、連合軍占領軍が撤退するといっても、米国占領軍をそのまま駐留軍として、日本全土に米軍基地を作った。1960年の日米安保条約の改訂によって、いわゆる「相互性」が高められ、事実上の軍事同盟ができたわけである。1972年に、米国は日本に琉球の施政権を「放棄」したが、琉球は再び沖縄となってもほとんどの米軍基地は残されたままで現在に至っている。何だかはっきりしないうちに戦後の占領を既成事実として継続してきた米国による沖縄基地保有は、正にプーチン大統領が言っている「どちらの主権下に置かれるかは書かれていない」ことだ。このような歴史経緯を踏まえれば、プーチン大統領は沖縄と北方領土を関連づけた「ダレス恫喝」を掘り出し、なおロシア外務省幹部も共同宣言が結ばれた当時の日本は米国の同盟国ではなく、「今、ロシア国民がこの宣言をそのまま受け入れることを期待するのは正しくない」とまで言っていることから、日本

²⁴ 「沖縄人は日本人ではない」（『沖縄新民報』1947年7月15日）、中野好夫編『戦後資料 沖縄』日本評論社、1969年、4頁。

メディアがロシアの本音を「0 島返還」としても過言ではないようだ²⁵。

「0 島返還」なら、日本外交の大失敗ではないか、と問われる。しかし、日ソ交渉当時、領土問題に関して米国政府は「ポツダム宣言は、日本の領土の最終決定は宣言参加国の後日の考慮によることを明示しているから、ソ連は単独且つ一方的に右決定をなし得ない」との公式見解を出したりして介入した²⁶。よって、今ロシアはその論理と事実を根拠として日米間のみで解決を図ってきた沖縄問題を提起して、国際的な正当性を問う可能性が十分考えられる。このような事態を招けば、中国も公式に「琉球地位未定」論を提起すると、実際の中露による対日統一戦線ができることで、日本の「北方領土」だけでなく、中国や韓国との領土争いを含むすべては「0」となるのがほぼ確実である。日本が「返還」といつてきた米国による沖縄の戦後処理さえも形式的に認められない東アジア冷戦構造はいつまでも残存して、それに伴う軍事的な緊張も解けないはずだ。「戦後が終わらない」という中国、韓国との争いに加えてロシアとの対立も続いた場合、日本にとって「すべてがゼロになる」と考えられる。この本当の大失敗を未然に回避するために、唯一の道はロシアの原則論に従って平和条約を結ぶ以外にないようだから、安倍政権は「一日も早く」という話を繰り返し、領土問題にも「固執せず」まで妥協的姿勢をとり、平和条約締結交渉を進める対露外交を展開しているのではないかと思われる。

事実上、日本側が柔軟性を示すと、ロシア側も微妙な言い回しになり、2016年5月に予定されたソチ首脳会談の日程を調整する外相会談の4月15日の前日に、露外務省は日本に「戦後の歴史的な現実を認めなければ」と呼びかけた²⁷。これは、一貫して主張してきた「第二次世界大戦の結果を認めること」と大変違って、日露平和条約は大戦の結果としての領土変更だけではなく、一連の対日戦後処理を「戦後の歴史的な現実」として確認する国際法文書となる可能性も示唆している。具体的に言ってみれば、日本側が「北方四島」の要求を放棄すれば、ロシア側が1956年の日ソ共同宣言の有効性を認めて歯舞、色丹の引渡しを確約する。また、日本側はその「2 島返還」の条件として米軍が沖縄から撤退するまでに実行されるのを受け入れれば、ロシア側は米国から日本への沖縄返還を認める。つまり、この平和条約をもって、ロシアは戦勝国として対日戦後処理の主導権と領土処分権を確保でき、日本は現実的に「0 島返還」になっても体面上の「2 島返還」を保ちながら沖縄返還をロシアに認めさせるなど相互利益が実現できる。

沖縄返還をロシアに認めさせれば、日本にとってその日米間の「単独」的な戦後処理に国際性をつけることができ、米露日三国が担保する戦後秩序を可能にすることで、戦後処理外交の歴史的な大勝といえよう。それでこそ、戦後処理として締結された複数の条約に基づく国際体制による「中露分断」とか「中国牽制」という常套句的な戦略が現実味を帯びてくる。なぜなら、中国を戦後処理から徹底的に除外し、中国との島争いを米露との戦後処理条約体制によって定義する。即ち、「尖閣を含む沖縄」返還という米国に加わるロシアの承認によって中国の釣魚島論を封じ込める。これで、日本のいう「中露分断」と「中国牽制」は「孤立」や「抑止」という抽象概念の言葉遊びではなく、謀略的な

²⁵ 「訪日前、強硬姿勢でクギ」、『朝日新聞』2016年12月14日。「ロシア 日米安保に懸念」、「平和条約へつながる細い糸」、『朝日新聞』2016年12月17日。

²⁶ 鹿島平和研究所編『日本外交史』第29巻、鹿島研究所出版会、昭和48年、182-183頁。

²⁷ 「北方領土 展望暗く」、『毎日新聞』2016年4月15日。

外交戦である。当然、中国の釣魚島論を封じ込めるというのも日本は宣伝戦だけで勝つのではない。1979年に日本政府は「実効支配の初めての具体的な表れ」として上陸や施設作りを行ったが、中国からの抗議を受け、撤去することになった。この試み失敗を振り返って歴史的に考えると分かるように、日本政府は戦後処理にひとまずの区切りがついたと思えば、棚上げにされてきた島の実効支配に挑戦してみる²⁸。「尖閣を含む沖縄」返還に対するロシアの承認を担保に取ったら、日本政府は再び上陸と施設作りなどの物理的な行動を起こす可能性がある。口論になっている現状を打破し、真の実効支配を実現することにより、中国の釣魚島論という言説の国際政治的な意味を失わせて、終わらない日中間の戦後処理をも最終的に終わらせようとするのではないかと思われる。

4. おわりに

戦後東アジア国際政治史を振り返ってみると、所謂冷戦時期があっても、戦後処理を道具として陣営の対立する冷戦構造を作ったにすぎない冷戦政治であり、それにソ連崩壊で米ソ冷戦が終了してから沖縄の反基地運動や韓国と中国の対日賠償及び謝罪要求運動が盛んになり、日本と中露韓三国の島争いも激化しているから、簡明に言えば戦後処理史或いは戦後処理問題史と概括できる。歴史的な国際合意や確認しあった共通の価値観から離れてただ暴力的対決を設定する安全保障研究や戦略論が流れているが、それは戦後処理問題を回避する或いは隠そうとする政治的修辞術にすぎないと思われる。さすがに世界を二分する両陣営の対立構造は崩れて、多極化或いは多元化といわれる新しい世界政治の空間が編成されつつある。平和条約の締結を目指す「最終的戦後処理」を模索している日露交渉は、正に戦後の原点に立って戦後処理という宿命的な課題を解決しようとする本来の歴史の流れに戻った。そういう視点も踏まえ、本稿は戦後の領土問題を中心に日露平和条約締結交渉について歴史的且つ構造的に検討した。この考察から次のような諸点を導き出すことができる。

第一に、日本のいう「北方四島」問題の原型は米ソ兩大戦勝国が権利の均衡として実際に分割占領した「琉球列島と千島列島」の北方部分である。1947年6月27日に、マッカーサー連合軍最高司令官はこの「暗黙知」を曖昧な言い回しで明かした。その前後に、当時の芦田均外相は6月5日、外国人記者団に対して「ポツダム宣言の日本領土に関する条項の沖縄と千島の一部に対する適用について、日本人は多少疑問を持っている」と述べ、「感情からいって」の「返還希望」論を語ったが、「ポツダム宣言第8項に反するもの」と国内外に批判されて、結局「日本國の主権は、本州、北海道、九州、四國、並びに連合國の決定すべき諸小島に局限せらるべし」というポツダム宣言を忠実に履行すると繰り返して表明し、日本の領土がどうなるかは「講和會議の決定に待つほかはない」とする一方、北海道及び九州の周辺にある本國と文化的にも歴史的にも経済的にも殆ど一体をなす「諸島の帰属」に関しては、連合國の「好意的な決定」を期待すると、敗戦国らしい謙虚な姿勢を示した²⁹。つまり、ポツダム宣言を履行し、講和會議で連合國の決定を仰ぐとする、即ち「返還」要求はしなく「帰属」決定を待つ領土無問題論であった。

²⁸ 劉建平「戦後中日関係の釣魚島問題史」、『開放時代』2017年第4号、89-113頁。

²⁹ 「沖縄と千島の一部返還を希望」、『朝日新聞』1947年6月7日。「第1回国会衆議院會議録 第九号」（昭和22年7月2日）、『官報 号外』昭和22年7月3日、47-53頁。「第1回国会参議院會議録 第十二号」（昭和22年7月5日）、『官報 号外』昭和22年7月6日、100-102頁。

第二に、勢力範囲争いとしての米ソ冷戦が激しくなる中、対日講和も利用され、ソ連占領地域は米国が誘導した日本の北方領土返還要求によって問題化していく。サンフランシスコ講和会議で、米国は琉球列島に対する継続占領の合法化を図る一方、日本に千島列島を放棄させてもその帰属が平和条約に明記されないだけでなく、日米両国とも千島列島の範囲を問題視し、日本固有の領土である島が含まれていると指摘し始め、後日に日ソ講和交渉の障害となる「北方領土」問題が生まれた。また、「北方領土」の概念は色丹と歯舞の二島から択捉と国後に拡大した四島へ定着し、固有の領土というナショナリズムの政治神話になり、米ソ冷戦終結後も日本とロシアの島争いが続き、平和条約が結ばれないままである。その政治神話は、場合によって日露関係を険悪化させる可能性もあり、例えば2010年11月1日にロシアのメドヴェージェフ大統領がソ連・ロシアの首脳としてはじめて国後島を訪問した後、菅直人首相が「許しがたい暴挙だ」を非難すると、ロシアのラブロフ外相等要人は「明らかに外交的ではない」、「不適切で挑発的」と反撃した³⁰。領土問題のような対立構造が解消されない限り、戦争状態が復活する恐れも消えないことを示唆している。

第三に、日ソ交渉中に提起された二島を引き渡す妥協案は、米国の「沖縄併合」というダレス恫喝で挫折に終わったが、沖縄と関連付ける「北方領土」という構造的論理は顕在化した以上、ソ連も絶えずに反撃する。米国は日本に「四島要求」を堅持させたが、ソ連は日ソ交渉中にその介入を逆手に取って、日本が共同宣言で国交回復後に「領土問題を含む」平和条約締結交渉を継続するというような四島要求を放棄しなければ、ソ連が同意する二島引き渡しを「平和条約が締結され（かつアメリカの管理下にある沖縄及びその他の日本国所属の島嶼が日本に返還され）た後に」行うとしていた。結局、日本側は「領土問題を含む」の字句を放棄し、ソ連側も沖縄に触れないように共同宣言に調印した³¹。また、日本だけに代償を払わせるのではなく米国にも報復し、ソ連は日米安保条約の改定に反応する形で、日本領土からの全外国軍隊の撤退を二島の引渡しの条件として追加し、沖縄との関連を公開した。日本の領土ナショナリズムの矛先を米国に向けさせようとする一方、日米間のみで解決を図ってきた沖縄問題にソ連も介入できるよう、ポツダム宣言による戦勝国の権利行使を可能にしたわけである。

第四に、1956年から60年間にもわたり原則論で硬直していた日ソ・日露関係だが、近年の日中領土紛争が小さい島争いから「琉球地位未定」のような論説展開へ拡大する背景の下で、日本政府は急に平和条約未締結の日露関係を「異常」や「一日も早く」などと叫び、「北方四島」論を棄てるまでに妥協して締結交渉を再開させたのは、何故か。「中国牽制」や「中露分断」などの狙いを隠さないから、それは決して「孤立」や「抑止」という抽象概念の言葉遊びではなく、論理的に分析すればロシアに「尖閣を含む沖縄」返還を認めてもらって、中国の釣魚島論を封じ込め、日中領土紛争も終わらせようとする思惑があるだろう。沖縄と北方領土の関連性が公開された以上、米国から施政権を引き渡された沖縄の地位をロシアに認めてもらわなければ、ロシアはその国際的な合法性を問うと、同意した二島の引渡しを拒否する理由にもなる。それに、日本にとって最悪の事態は2010年9月に日

³⁰ 「北方領土 政府手詰まり」、『日本経済新聞』2011年2月8日。「露大統領の国後島訪問 首相『許し難い暴挙』」、『読売新聞』2011年2月8日。

³¹ 鳩山一郎『鳩山一郎回顧録』文芸春秋新社、昭和32年、207-209頁。松本俊一『日ソ国交回復秘録』朝日新聞出版、2012年、154-160頁。

中領土紛争の新展開として漁船衝突事件が起きてから既に見えてきた。この事件で、中国の強く抗議を受けても、日本政府は一方的に日中交渉の歴史解釈によって、棚上げの合意を否定した。日中関係が急速に悪化するなか、ロシアのメドヴェージェフ大統領が国後島を訪問した。日本の外交専門家は「激震がおそってきた」との心境で、「崩壊した」北方領土交渉に対する危機感を持ちながら、2012年に「プーチン大統領が再登場すれば、わずかな機会の窓が開く可能性がある」と判断して、「そのための準備」を呼びかけた³²。何故なら、もし日露平和条約締結交渉が再開できなければ、日中の島争いが激しくなればなるほど中国はロシアに接近し、何らかの取引が行われてロシアは「日本の領土の最終決定はポツダム宣言参加国の後日の考慮による」という米国の見解を引用し「沖縄返還」の合法性及び妥当性を追及する形で中国に協力する可能性が否定できないからだ。これは、日本の戦後領土交渉を殆ど無駄にするシナリオである。という意味で言えば、2012年末に再登場した第2次安倍政権が積極的に展開している対露外交は正にその最悪の事態を避けるためである。

実は、日中領土紛争が激化する中で、ロシアの大統領も韓国の大統領も日本の言う領有権争いのある島を訪問したことを受けて、日本の外交史学者が直ちに領土問題の「戦略的解決」を建言した。それは、「固有の領土」論を掲げて「三方面作戦」を展開すれば、周辺三国に「包囲」される事態を予測できるとし、「中国の脅威」に対処するなら、「最大限の味方を多くして最小限の敵を少なくする」という「戦略論のイロハ」から再出発し、つまりロシアや韓国との領土紛争について、日本が主導して「戦略的な解決」に踏み出すべきであるということだ³³。日本の戦略転換に応えるように、2016年5月6日のソチ会談において、プーチン大統領は冒頭で「日本は隣国であるだけでなく、アジア太平洋地域における重要なパートナーだ」と述べ、安倍首相を歓迎した³⁴。暖かそうな外交辞令だが、条約を結んでも守らなかった国際関係史も踏まえて「重要なパートナー」という文学的な言葉遣いは一体何を指すと考えられるだろうか。日本は戦略的地位や利益などのような欲しいものがあれば、成功に協力してあげるか、それとも妨害して駄目にさせるほどの権力や能力を持つロシアだから、大事にきなさいという含みがあるものだろう。即ちロシアの専門家が「平和条約締結後のロシアと日本は地域への影響力を大きく強め、地域の将来の多くを両国が決めることになる」とはっきり言っていることだ。その誘導がうまくいけば、「自国第一主義」を掲げている米国は負けるはずもないから、知識や能力の不足で「重要」性がそんなに高くない中国にとっては騙されたり、犠牲になったりした近代歴史の再演となる新列強時代がやってくるのではないか。安倍首相は十分に長く政権を維持し、その手で「最終的な戦後処理」を済ませることができかどうかは予断を許さないが、積極的に交渉しようとする日本とロシアの外交行動によって、既に方向性が示されてきたといえよう。

³² 保阪正康、東郷和彦『日本の領土問題』角川書店、2012年、5-18頁。

³³ 豊下橋彦『「尖閣問題」とは何か』岩波書店、2012年、151-152頁。

³⁴ 「安倍首相、経済協力を提示 政治対話加速」、『毎日新聞』2016年5月7日。